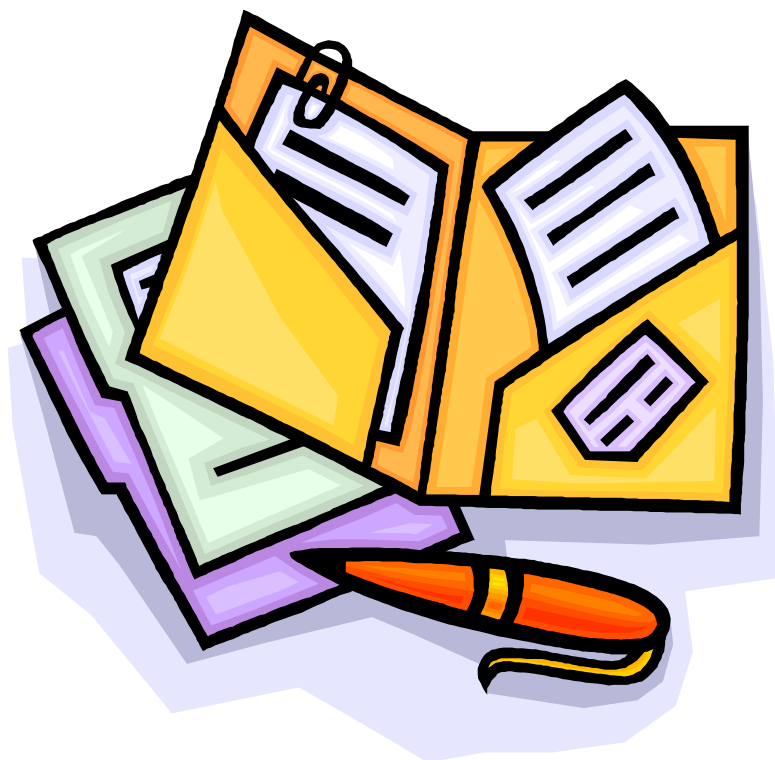


# 令和6年度

## 償却資産の申告について



### お知らせ

- 償却資産申告書の提出期限は1月31日(水)です。期限間近になりますと窓口が混雑しますので、1月19日(金)までの提出にご協力ください。
- 償却資産をお持ちでない場合や、廃業・転出等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- 前回の申告から資産が増加も減少もしていない場合でも申告が必要となります。
- 申告状況把握資料として、確定申告時に税務署へ提出する償却額の計算に関する書類（法人税明細書別表16(2)・青色申告決算書3ページなど）のコピーを添付していただくと助かります。  
また、実地調査（所有資産および台帳等の確認）を実施することがありますので、あわせてご協力をお願いします。

佐渡市役所 市民生活部 税務課 固定資産税係

# 償却資産の申告について

## 償却資産とは

会社や個人で工場・商店・農業・漁業・サービス業を営んでいる方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている償却資産(構築物・機械・工具・備品等の固定資産を指します)に対して、土地・家屋と同様に課税されます。

市内に償却資産をお持ちの方は、償却資産申告書により、毎年1月31日までに、1月1日現在の資産所有状況の申告が必要です。(地方税法第383条)

また、資産の増減がない方や、課税標準額の合計が150万円未満(免税点未満)の場合でも申告が必要となります。

おおむね以下の資産が対象となります。

- ① 税務会計上、減価償却となる資産
- ② 事業の用に供しているが、企業会計上は簿外資産として取り扱っている資産
- ③ 決算期以後に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ④ 企業会計上は建設仮勘定で経理しているが、1月1日時点で事業の用に供している資産
- ⑤ 減価償却済み資産(耐用年数後も事業の用に供している資産)
- ⑥ 資産所有者が他の者に貸し付けている資産(リース資産)
- ⑦ 割賦金の完済していない割賦購入資産で、事業の用に供している資産
- ⑧ 借用資産(リース資産)であっても、契約の内容が割賦販売と同様である資産

※以下の資産は償却資産の対象となりません。

- ① 鉱業権・漁業権・特許権などのような無形固定資産
- ② 自動車税・軽自動車税の課税対象となっている自動車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪小型自動車、原動機付自転車等(※大型特殊自動車は課税の対象となりますので申告が必要です。)
- ③ 自動車に所有者が取り付け、常時搭載しているカーナビゲーション等の機器
- ④ 取得価額が20万円未満のもので、一時に損金算入したもの
- ⑤ 牛、馬、果樹、その他の生物(観賞用生物は除く)
- ⑥ 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の事業用資産で、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上一時に損金または必要な経費に算入されたもの(ただし、10万円未満の事業用資産であっても、減価償却として経理している場合には課税の対象となります。)
- ⑦ 取得価額が20万円未満の事業用資産で、事業年度ごとに一括して3年間で損金または必要な経費に算入する方法を選択されたもの(ただし、取得価額が20万円未満の資産であっても、個別の耐用年数に基づく減価償却を選択された場合には課税の対象となります。)

## 提出していただく書類について

「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」、「種類別明細書(減少資産用)」は、それぞれ2枚複写です。1枚目は提出用、2枚目は控ですので、1枚目(提出用)を提出してください。

### (1)今年度初めて申告される方(初めて申告書を作成される方)

・令和6年1月1日現在、佐渡市内に所有する全ての償却資産を申告してください。

令和6年1月1日 現在の状況	提出書類			申告内容
	償却資産 申告書	種類別明細書 (増加・全資産用)	種類別明細書 (減少資産)	
資産あり	○	○		所有している資産全て
資産なし	○			『18備考欄』に「資産なし」と記入

### (2)前年度(令和5年度)までに申告したことがある方

・令和5年1月2日から令和6年1月1日までに増減のあった償却資産について記載してください。

令和6年1月1日 現在の状況	提出書類			申告内容
	償却資産 申告書	種類別明細書 (増加・全資産用)	種類別明細書 (減少資産)	
資産が増加した場合 (取得・受入など)	○	○		増加した資産 (電算申告の場合は全資産)
資産を減少した場合 (売却・滅失など)	○		○	減少した資産 (電算申告の場合は全資産)
資産の増加・減少両方 あった場合	○	○	○	増加・減少した資産 (電算申告の場合は全資産)
資産の増減がない場合	○			『18備考欄』に「増減なし」と記入
全ての資産を減少した場合 (廃業・転出・合併など)	○		○	減少した資産

※記入方法は、P.11～P.14を参考にしてください

## 自社の電算処理により申告される場合 ※一般の申告の方は関係ありません。

償却資産 申告書	① 全国統一様式(第26号様式)により、記載事項の全てを記載してください。
	② 評価額(ホ)欄、決定価格(ヘ)欄及び課税標準額(ト)欄については、必ず記載してください。
	③ 用紙は独自に作成したもので構いません。
種類別明細書	① 必ず全資産を申告してください。
	② 全資産について価格(ハ)欄及び課税標準額欄を記入してください。
	③ 評価額の最低限度は、取得価格の5%に相当する額です。(備忘1円登録はありません)
	④ 課税標準の特例資産を持っている場合は、備考欄にその旨を記載してください。

## 償却資産の種類とその例（種類別）

償却資産は次の第1種から第6種に分類されますので、申告書の記入に当たっては、この分類例を参考に記入してください。

種類	内容	例
第1種	構 築 物	土木に定着した 土木設備 門、街灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、 広告塔 等
	建 物 付 属 設 備	建物付属設備 変電設備、蓄電池電源設備、賃借人による内装・内部造作 等
第2種	製 造 機 械 設 備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置 等
	土 木 建 設 機 械	建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000」～「099」のもの）、ブルドーザー、パワーショベル 等
	工 作 機 械	施盤、フライス盤、ボール盤 等
	輸 送 設 備	クレーン、コンベアー 等
	そ の 他 設 備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車場 等
第3種	船 舶	漁船、ボート、貨物船、客船、しゅんせつ船、砂利採取船 等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900」～「999」のもの）、一輪車、リヤカー 等
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	大工・左官・製材業・商工業・農林業・建設業・旅館業など各業種で使用される小型工具類、パソコン、テレビ、ビデオ、カラオケ等の音響機器、机、いす、テーブル、応接セット、陳列ケース、金庫、レジスター 等

## 償却資産の種類とその例（業種別）

各業種に共通する償却資産	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、LAN設備 等
--------------	--

業種名	主な償却資産
小 売 業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫 等
飲 食 業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫 等
理 容 ・ 美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ、サインポール 等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、ミシン、ボイラー 等
製 ぱ ん 業 ・ 製 菓 業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機 等
医 院 ・ 歯 科 医 院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン）、各種キャビネット 等

駐 車 場 事 業	照明等の電気設備、駐車場装置(機械装置、ターンテーブル)、舗装路面 等
工 場	施盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水装置、構内舗装、溶接機、貯水装置、福利厚生設備 等
旅館、ホテル、バー、喫茶・飲食店	ステレオ、ガスレンジ、洗浄設備、ボイラー自動食器洗浄機、製氷機、エレクター等の楽器、ミラーボール、放送設備、調度品 等
パチンコ店 遊 技 場	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲームマシン、両替機、玉貸機、玉計数機 等
印 刷 業	各種印刷機、活字版鑄造機、裁断機 等
建 設 業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、大型特殊自動車(ブルドーザー、パワーショベル等)、コンクリートカッター、ミキサー 等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー 等
鉄 工 所	施盤、ボール盤、スライス盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー 等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備、駐車場設備、照明設備 等
農 業	脱穀機、色彩選別機、糶摺機、乾燥機、畦塗機、計量機、精米機、育苗機、催芽機、播種機、草刈機、大型特殊自動車 等
不動産貸付業	外構工事(門、塀等)、屋外電機・給排水・ガス設備、自転車置場 等

## 大型特殊自動車について

次にあげる要件を1つでも満たす場合は大型特殊自動車に該当しますので、償却資産の申告が必要です。

特殊自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高速度が15km/hを超えるもの</li> <li>・車両の長さが4.70mを超えるもの</li> <li>・車両の幅が1.70mを超えるもの</li> <li>・車両の高さが2.80mを超えるもの</li> </ul>
農耕自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高速度が35km/h以上のもの</li> </ul>

※ナンバープレートを取得している場合は、分類番号は以下のとおりです。

第2種(機械及び装置)…「0」、「00」～「09」、「000」～「099」

第5種(車両及び運搬具)…「9」、「90」～「99」、「900」～「999」

<参考例>

新潟 00  
に 12-34

新潟 99  
め 56-78

上記以外の特殊自動車については小型特殊自動車に該当し、軽自動車税(種別割)の対象です。申告していない方は税務課 市民税係までご連絡ください。

## 農耕作業用トレーラに対する課税について

令和元年12月25日付国土交通省告示第946号により、農耕トラクタにけん引され、肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫、運搬などを行う「農耕作業用トレーラ」が、道路運送車両法上の大型・小型特殊自動車に新たに指定され、その構造要件や保安基準などの一定を満たす場合に限り、公道走行ができるようになりました。

これにより、小型特殊自動に該当する農耕トラクタのみにけん引される農耕作業用トレーラが軽自動車税(種別割)の課税対象となります。

けん引車の種類 ＜農耕トラクタ＞		被けん引車の種類 ＜農耕作業用トレーラ＞
小型特殊自動車 ・乗用装置あり ・最高速度35km/h未満	→	小型特殊自動車 軽自動車税(種別割)
大型特殊自動車 ・乗用装置あり ・最高速度35km/h以上	→	大型特殊自動車 固定資産税(償却資産) ※事業用の資産に限る

### ＜被けん引車の例＞

- ・マニユアスプレッダ(堆肥散布機)
- ・スプレーヤ(薬剤散布機)
- ・ロールベラー(集草機)
- ・トレーラ 等

※小型特殊自動車に該当する農耕作業用トレーラが、償却資産として申告されている場合は、償却資産台帳からの抹消手続きが必要となります。

※小型特殊自動車に該当する農耕作業用トレーラは、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車税(種別割)のナンバー交付手続きが必要となります。

※償却資産と軽自動車税(種別割)の二重申告にならないようご注意ください。

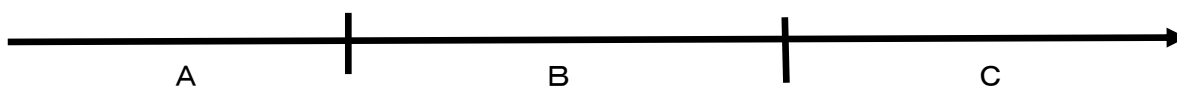
# 少額償却資産の取扱い

## (1) 個人の場合

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
A	平成元年3月31日までに取得の資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	減価償却	申告対象
B	平成元年4月1日から平成10年12月31日までに取得の資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	減価償却	申告対象
C	平成11年1月1日以後取得の資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

H1. 4. 1

H11. 11. 1

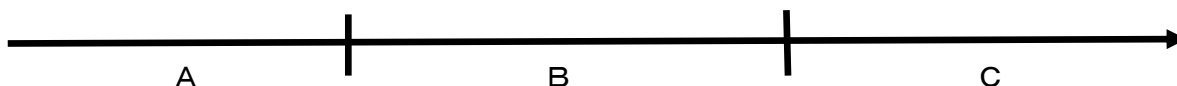


## (2) 法人の場合

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
A	平成元年3月31日までに取得の資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上	減価償却	申告対象
B	平成10年3月31日以前に開始された事業年度に取得の資産	20万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象 Aの資産を除く
C	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得の資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
			20万円以上	減価償却

H1. 4. 1

H10. 4. 1



※租税特別措置法の規定により中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の全額を損金算入した場合でも、固定資産税は申告の対象となります。

## 国税との主な違い

項目	国税	固定資産税
計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日現在)
償却の方法	定率法・定額法の選択制 ※平成10年4月以降に取得された建物は定額法のみ	定率法のみ ※法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同様
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められる	認められない
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められる	認められない
評価額の最低限度 (法人税は償却可能限度額)	備忘価格(1円)	取得価格の5%

## リース資産について

リース資産はその契約内容により、資産を貸している人(会社)が申告する場合と、実際に資産を借りて事業している人(会社)が申告する場合があります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸契約によるリース資産 (所有権移転外の ファイナンス・リースなど)	× (申告不要)	○ (資産を所有する市町村へ申告)
売買にあたるようなリース資産	○ (資産を所有する市町村へ申告)	× (申告不要)

※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に契約を締結した「所有権移転外ファイナンス・リース」については、所得税・法人税における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されましたが、固定資産税(償却資産)においては、従来のおり所有者である賃貸人(リース会社等)が申告する必要がありますのでご注意ください。

※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のものは申告対象外です。(地方税法施行令第49条ただし書き)



# 償却資産の価格と課税について

## (1) 納税義務者等

納税義務者	賦課期日(令和6年1月1日)現在の償却資産の所有者
評価額の算出及び 決定価格について	前年中に取得したもの…取得価格×減価残存率(前年中取得)
	前年前に取得したもの…取得価格×減価残存率(前年前取得)
	※評価額の最低限度額は、取得価格の5%に相当する額
課税標準額	賦課期日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたもの
税率	1.4%
免税点	課税標準額となるべき全資産の合計が150万円未満の場合は課税されません。

## (2) 評価額の計算方法

償却資産の評価額は、取得年月日・取得価格・耐用年数に応じた減価率(定率法)を基本として資産ごとに(一品ずつ)算出し、その合計が課税標準額となります。

### 前年中に取得した償却資産

評価額=取得価額×減価残存率(前年中取得)

### 前年以前に取得した償却資産

評価額=前年度の価格×減価残存率(前年前取得)

- ・求めた額が取得価額の5%よりも小さい場合は、取得価額の5%の額とします。
- ・固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。(法人税法等の旧定率法と同じ)

### <具体的な評価額の計算>

取得年月:令和元年5月 取得価格:100万円 耐用年数:7年 の資産の場合

耐用年数が7年なので1年目の減価残存率は **0.860**

2年目以降の減価残存率は **0.720**

令和2年の評価額  $1,000,000 \times 0.860 = 860,000$

令和3年の評価額  $860,000 \times 0.720 = 619,200$

令和6年の評価額  $619,200 \times 0.720 = 445,824$

令和6年の評価額  $445,824 \times 0.720 = 320,993$

{

令和9年の評価額  $86,263 \times 0.720 = 62,110$

令和10年の評価額  $62,110 \times 0.720 = \underline{44,719}$

令和10年で、評価額が取得額の 1,000,000 円の 5% (50,000 円) 未満になるため令和10年以降の評価額は 50,000 円となります。

## 耐用年数別減価残存率表

耐用年数	減価残存率	
	前年中取得	前年前取得
2	0.658	0.316
3	0.732	0.464
4	0.781	0.562
5	0.815	0.631
6	0.840	0.681
7	0.860	0.720
8	0.875	0.750
9	0.887	0.774
10	0.897	0.794
11	0.905	0.811
12	0.912	0.825
13	0.919	0.838
14	0.924	0.848
15	0.929	0.858
16	0.933	0.866
17	0.936	0.873
18	0.940	0.880
19	0.943	0.886
20	0.945	0.891
21	0.948	0.896
22	0.950	0.901
23	0.952	0.905
24	0.954	0.908
25	0.956	0.912
26	0.957	0.915

耐用年数	減価残存率	
	前年中取得	前年前取得
27	0.959	0.918
28	0.960	0.921
29	0.962	0.924
30	0.963	0.926
31	0.964	0.928
32	0.965	0.931
33	0.966	0.933
34	0.967	0.934
35	0.968	0.936
36	0.969	0.938
37	0.970	0.940
38	0.970	0.941
39	0.971	0.943
40	0.972	0.944
41	0.972	0.945
42	0.973	0.947
43	0.974	0.948
44	0.974	0.949
45	0.975	0.950
46	0.975	0.951
47	0.976	0.952
48	0.976	0.953
49	0.977	0.954
50	0.977	0.955

## 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。このような資産をお持ちの方は、「様式第83号(第16条関係)固定資産税非課税規定の適用申告書」を提出してください。

なお、不明な点、非課税適用申告書の請求は税務課固定資産税係にお問い合わせください。

## 申告書の提出期限

**令和6年1月31日(水)**

期限間近は窓口が混み合います。

**1月19日(金)**までに申告いただきますようご協力をお願いします。

「申告書」及び「種類別明細書」は佐渡市ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2004/4274.html>

「佐渡市ホームページ > 分類できがす > 暮らしの情報 > 税金 > 固定資産税 > 固定資産税:償却資産の評価」

## 申告書の提出先及びお問い合わせ先

佐渡市役所 市民生活部 税務課 固定資産税係 (☎0259-63-5110 内線241)  
〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地 防災拠点庁舎(新庁舎) 1階

各支所・行政サービスセンターの税務担当窓口でも申告書の受付を行っています。

なお、申告書を郵送で提出される方で控用の返送を希望される場合は、必ず返信用封筒に切手を貼付し同封してください。

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

住所 (ふりがな) 1 住所 (又は納税通知書送達先) さどしちぐさ 232 佐渡市千種232 電話 0259-63-〇〇〇〇		3 個人番号又は法人番号 4 事業種目 (資本等の金額) 5 事業開始年月 6 申告担当者の氏名及び部署 7 税理士等の氏名		食料品小売業 ( 2 百万円 ) 昭和50年3月 佐渡太郎 (電話番号) (住所)		8 短縮耐用年数の承認 9 増加償却の届出 10 非課税該当資産 11 課税標準の特例 12 特別償却又は圧縮記帳 13 税務会計上の償却方法 14 青色申告		事業内容 記載してください。		15 市内における事業所等、資産の所在地 16 借用資産 (有・無) 17 事業所用家屋の所有区分 18 備考(添付書類等)	
所有者 (ふりがな) 2 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) さど 佐渡太郎 法人については、法人名と代表者名を「屋号欄」に商店名を記載してください。		屋号 佐渡太郎商店		個人商店等の場合は「屋号欄」に商店名を記載してください。		申告担当者及び部署 税理士等の氏名		所有者に代わって税理士等が申告書を作成する場合は記載してください。		リース会社等からリースしている資産がある場合は記載してください。	
取得		評価		課税標準額		15 市内における事業所等、資産の所在地		16 借用資産 (有・無)		17 事業所用家屋の所有区分 自所有・借家	
資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	15 市内における事業所等、資産の所在地	16 借用資産 (有・無)	17 事業所用家屋の所有区分 自所有・借家	18 備考(添付書類等)	【前年度から資産の増減がない場合】 ・「変更なし」「増減なし」等と記載してください。 【申告すべき資産を所有していない場合】 ・「該当なし」と記載してください。 【廃業、解散等、事業をやめられた場合】 ・今まで申告していた資産を全て減少のうえ、「令和〇〇年〇月廃業」等と記載してください。 【相續等で名義変更された場合】 ・新所有者で申告のうえ、「令和〇〇年〇月△△△(前所有者)から名義変更」等と理由を含めて記載してください。		
1 構築物	2,000,000	300,000	1,700,000	3,400,000							
2 機械及び装置											
3 船舶											
4 航空機											
5 車両及び運搬具											
6 工具、器具及び備品	500,000	400,000	600,000	700,000							
7 合計	2,500,000	700,000	2,300,000	4,100,000							
資産の種類	評価額(ホ)	課税標準額(ト)									
1 構築物											
2 機械及び装置											
3 船舶											
4 航空機											
5 車両及び運搬具											
6 工具、器具及び備品											
7 合計											

※電算申告の方のみ記入してください。

**前年と変更無い場合**

「18 備考」欄に「増減なし」等記載してください

18 備考 (添付書類等)
<b>増減なし</b>

**初めて申告する場合**

「前年中に取得したもの(ハ)」欄と同じ金額を「計(ニ)」欄に記入してください。

資産の種類	取 得 価 値		
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ) 計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物			2,000,000
2 機械及び装置			
3 船 舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品		500,000	500,000
7 合 計		2,500,000	2,500,000

**資産が増加した場合**

- ①「前年前に取得したもの(イ)」欄に昨年の「計(ニ)」欄に記入したのと同じ数字を記入してください。
- ②「前年中に取得したもの(ハ)」欄にR4年に取得した資産の合計を記入してください。
- ③「計(ニ)」欄に①と②を足したものを記入してください。

資産の種類	取 得 価 値		
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ) 計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	2,000,000		2,000,000
2 機械及び装置			
3 船 舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品	500,000		500,000
7 合 計	2,500,000		2,500,000

**資産が減少した場合**

- ①「前年前に取得したもの(イ)」欄に昨年の「計(ニ)」欄に記入したのと同じ数字を記入してください。
- ②「前年中に減少したもの(ロ)」欄にR4年に減少した資産の合計を記入してください。
- ③「計(ニ)」欄に①から②を引いたものを記入してください。

資産の種類	取 得 価 値		
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ) 計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	3,000,000		3,000,000
2 機械及び装置		2,000,000	
3 船 舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品	700,000	500,000	200,000
7 合 計	3,700,000	2,500,000	1,200,000

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者名		佐渡 太郎		1枚のうち		1枚目									
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等 (カタカナ)	数量	取得年月		(イ) 取得価額	(ロ) 耐用年数	(ハ) 減価残存率	価額	課税標準額の特例		課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年月					率	コード			
01	1		駐車場舗装	1	4	4	1,200,000	10					①		
02	1		看板(金属製)	1	4	7	500,000	20					①		
03	6		ショーケース	1	5	8	200,000	6					①		
04	6		パソコン	1	5	9	400,000	4					①		
11													2		
12													1		
13													1		
14													1		
15													1		
16													1		
17													1		
18													1		
19													1		
20													1		
小計				4											2,300,000

増加事由  
 1. 新品取得  
 2. 中古品取得  
 3. 移動による受入  
 4. その他  
 ※摘要欄に詳細を記載してください。

年号  
 1. 明治  
 2. 大正  
 3. 昭和  
 4. 平成  
 5. 令和

資産の名称は型番などではなく、  
 どのような資産か分かるように  
 記入してください。  
 例)  
 FMV-7160G3 ... x  
 パソコン...O  
 パソコン(FMV-7160G3)...O

資産の種類  
 1. 構築物  
 2. 機械及び装置  
 3. 船舶  
 4. 航空機  
 5. 車両運搬具  
 6. 工具・器具及び備品

資産申告書(償却資産課税台帳)  
 「前年中に取得したの(ハ)」「7合計」欄  
 と一致します。

### 種類別明細書(減少資産用)

所有者名		1枚のうち		1枚目									
佐渡 太郎													
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等 (カタカナ)	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要	
					年号	年月				1売却	2減失		3移動
01	1		看板	1	5	5	4	300,000	20	57	①・2		
02	6		パソコン	2	4	28	10	400,000	4	7	①・2		
03											①・3・4		
04											①・2・3		
05											①・2・3		
06											①・2・3		
07											①・2・3		
08											①・2・3		
09											①・2・3		
10											①・2・3・4		
11											①・2		
12											①・2		
13											①・2		
14											①・2		
15											①・2		
16											①・2		
17											①・2		
18											①・2		
19											①・2		
20											①・2		
				小計	2						①・2・3・4	①・2	
								700,000					

昨年まで申告のある方は  
同封の「種類別明細書」を参考  
にしてください。  
※今までの申告内容と違う  
資産名や申告していない  
資産は記入しないでください。

資産の種類  
1. 構築物  
2. 機械及び装置  
3. 船舶  
4. 航空機  
5. 車両運搬具  
6. 工具・器具及び備品

減少の事由  
1. 売却した場合  
2. 破棄等した場合  
3. 市外その他の支店等に資産を  
移動させた場合  
4. その他の事由により減少した場合  
※摘要欄に詳細を記載してください。  
なお、償却資産はその資産を使用  
している限り、申告の必要がありません  
ので、耐用年数を経過したという事由で  
資産を減少させることはできません。  
ご注意ください。

償却資産申告書(償却資産課税台帳)  
「前年中に減少したものの(口)」「7合計」欄と  
一致します。